

補聴器の購入をお考えのみなさまへ

対象が
拡大しました!

補聴器購入を助成する

難聴者（児）補聴器購入費等助成事業のご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴者（18歳から65歳未満）の方に対し、補聴器購入費等を助成します。

Q. どんな人が対象になるの？

- A. つぎの(1)～(4)すべてに該当する人です。
- (1) 福知山市内に在住の18歳から65歳未満
 - (2) 聞こえの程度が身体障害者手帳交付の対象でない(※)
 - (3) 補聴器の装用について、医師から必要性を認められている
 - (4) 市民税非課税世帯又は生活保護世帯

※身体障害者手帳の交付対象となる場合は、障害者総合支援法の補装具購入費支給制度による助成があります。

Q. 助成額はどのくらいなの？

- A. 購入等にかかる費用の2分の1を助成します。
(ただし、費用には基準額があります。)

Q. 修理も対象になるの？

- A. 対象です。ただし、この制度を利用して購入していない補聴器の修理は意見書が必要です。

Q. 補聴器の型に決まりはあるの？

- A. 基本的には、高度難聴用ポケット型か耳かけ型が対象です。
(ただし、医師の診断によってはほかの型も対象になることがあります。)

Q. いつ申請したらいいの？

- A. 購入前に申請してください。
購入や修理をされた後の申請は対象となりません。

Q. 補聴器を装用すれば聞こえるようになるの？

- A. 補聴器の必要性や効果については、医師や購入業者に相談しましょう。
市内の医療機関の情報は担当課へおたずねください。

手続きの詳細については、
裏面をご覧ください。

「わからない」ことはお問合せください

福知山市健康福祉部障害者福祉課（福知山市字内記13番地の1）

電話：0773-24-7017

FAX：0773-22-9073

◆ 手続きに必要な書類

1. 難聴者（児）補聴器購入費等支給申請書
2. 難聴者（児）補聴器購入等支給意見書（※1）
3. 見積書（※2）
4. 口座振替依頼書と口座の通帳
5. 窓口にお越しいただく方の本人確認書類（運転免許証など）

※1 身体障害者手帳意見書作成にかかる京都府指定医に記入を依頼してください。

※2 京都府と補装具費代理受納等にかかる契約をしている業者に依頼してください。

申請先：市役所障害者福祉課（市役所1階）

◆ 手続きのながれ

① 相談・必要書類受取

市障害者福祉課で、事業の対象となるかどうか、京都府指定医のこと、必要な書類について等不明な点の相談をする。

② 書類作成依頼

書類の作成について、申請者から医師（医療機関）、購入業者へ依頼する。

③ 申請先へ書類提出

上記「◆手続きに必要な書類」を準備して、申請先へ提出する。

④ 通知書の交付

市から自宅に決定通知と関係書類が届く。

⑤ 補聴器購入（修理）

購入業者にて補聴器を購入（修理）する。

（注：お支払いの際は一旦全額自己負担となります。領収書を保管ください。）

⑥ 領収書と請求書の提出

領収書（写し）と請求書を市へ提出する。

⑦ 購入費等の助成